平成２２年（フ）第１３７２号
さいたま市南区南浦和３丁目18番23棟407号
債務者　杉山　正一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３４号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目５番８号　アネックス朝霞102号室
債務者　上原　美希（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３６号
埼玉県幸手市大字上吉羽54番地４、旧住所埼玉県越谷市大間野町３丁目46番地２
債務者　前田真奈美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３７号
埼玉県上尾市西宮下２丁目101番地５　西宮下エコーハイツ304
債務者　高橋　　猛
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４０号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10729番地１
債務者　善方　　昭
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５２号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目20番27号　シオミプラザシックス102号室、旧住所埼玉県朝霞市溝沼１丁目６番12号
債務者　飯島　　正
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５３号
埼玉県志木市館１丁目１番10―502号
債務者　西　　幸代（旧姓川井）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８４号
埼玉県上尾市向山３丁目57番地６　第一高橋マンション202
債務者　小寺　惠子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３５号
さいたま市緑区大字三室85―11、住民票上の住所さいたま市緑区大字三室1447番地４　島田コーポ103号
債務者　島田　由梨
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３７号
埼玉県桶川市大字加納86番地の41
債務者　川由　由美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８５号
埼玉県加須市南町15番64号
債務者　植松　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９８号
埼玉県桶川市北１丁目２番23号　エンドウマンション203号
債務者　角森　則通
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９９号
埼玉県桶川市北１丁目２番23号　エンドウマンション203号
債務者　角森真由美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３０号
さいたま市緑区大字大門2641番地
債務者　天田　　香
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４５号
さいたま市浦和区瀬ケ崎２丁目８番３号504
債務者　三橋　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７６号
埼玉県上尾市春日２丁目23番地12　ベルピア上尾第２―205
債務者　丸山　秀之
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷1495番地、前住所埼玉県春日部市内牧5066番地２　ファインパーク春日部106号
債務者　勝田　裕之
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部